

平成28年度初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施要項細則

さいたま市教育委員会

1 目的

初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施要項に基づき、初めて教職に就く臨時的任用教員研修の円滑な実施を図るため、初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施要項細則を定める。

2 対象

さいたま市立小学校・中学校・特別支援学校臨時的任用教員（県費負担職員。ただし、非常勤講師を除く。）として勤務している者で、次のいずれかに該当する者。

- (1) 教職に就くのが初めての者。
- (2) 前年度までに本研修を受講したが、全ての研修項目を修了していない者。
- (3) 前年度の本研修終了以降にさいたま市立小・中・特別支援学校の臨時的任用教員に採用された者のうち、教職に就くのが初めての者で、今年度も臨時的任用教員として勤務している者。

3 研修の実施

- (1) 教育委員会が示した研修項目を参考に、日々の教育活動に直結する実践的内容を取り上げる。
- (2) 研修の実施
 - ① 教育委員会は、研修対象者が参加しやすいよう、教育委員会が実施する研修の回数及び時期等を考慮する。
 - ② 教育委員会及び学校は、研修対象者の実態を考慮するとともに、既に研修した内容との重複がないように研修を実施する。
 - ③ 研修時間は、1研修項目について1時間程度とする。
 - ④ 1か月につき、2項目程度の研修を原則とするが、必要に応じて集中的に行うこともできることとする。

4 研修の記録

教育委員会及び校長は、研修対象者が履修した研修項目について初めて教職に就く臨時的任用教員研修記録票に記録する。再び採用された臨時的任用教員に対しては、履修記録を考慮して、研修を継続する。

5 指導者

- (1) 教育委員会が実施する研修は、指導主事等が指導に当たる。
- (2) 学校が実施する研修は、校長及び教頭、主幹教諭、教諭が指導に当たる。

附 則

この細則に定める事項は、平成28年4月1日より施行する。